

4 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策の実施状況

方向性① 犯罪被害者等が受けた被害からの早期回復・軽減と生活再建への支援

1 支援推進体制の整備と充実

(1)総合的な支援体制の整備(条例第9条)

取組の基本方向

- 犯罪被害者支援コーディネーターの役割強化や増員による支援体制や支援内容の充実
- 関係機関との更なる連携による迅速な支援の実施
- 協議会における意見交換や情報提供等による支援や広報啓発の充実
- 大規模な事件・事故に対応できる緊急時の支援体制の整備
- 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける支援内容の充実、広報啓発の強化

①県内部における推進・連携体制

施策番号	計画に記載の内容			令和4年度の実績	令和4年度の成果や課題等を踏まえた令和5年度以降の取組予定
	施策名	施策概要	担当課		
1	【重点】犯罪被害者支援コーディネーターの充実	「犯罪被害者支援コーディネーター」について、その役割の強化や増員により、支援体制や支援内容の充実を図るとともに、「犯罪被害者支援コーディネーター」を中心とした県、市町村、民間支援団体、弁護士会等の関係機関の連携を強化して、犯罪被害者等一人ひとりの状況に応じた適切な支援を提供できるように努めます。	環境生活部 くらし安全推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・CVSに配置している犯罪被害者支援コーディネーターを1名から3名に増員し、支援体制の充実を図りました。 ・新たに創設した千葉県犯罪被害者等見舞金の申請受付をコーディネーターの業務のひとつとし、申請受付時に被害者等が必要とする支援を確認し、関係機関へ迅速適切に繋がるワンストップ支援体制を構築しました。 ・新たに創設した無料法律相談において、コーディネーターを被害者等と弁護士を繋ぐ調整役とし、県・CVS・弁護士会が連携した法律支援体制を構築しました。 ・市町村との連携を強化するため、コーディネーターが県職員とともに県内の全市町村を訪問し、意見交換を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者支援コーディネーターが中心となり、県、市町村、民間支援団体、弁護士会等が連携し、一人ひとりの状況に応じ、必要な支援が実施可能な機関に迅速に繋がるよう、コーディネーターの役割の充実に努めます。 ・令和4年度から開始した千葉県犯罪被害者等見舞金及び無料弁護士相談が円滑に行われるよう、県とコーディネーターの連携に努めます。 ・各市町村と県・コーディネーターの連携を強化するため、引き続き、市町村と意見交換を行い、各市町村の被害者支援の現状を把握するとともに、連携方法を検討します。
			県警本部 警務課	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者支援コーディネーターが行う県の見舞金制度の受付にあたり、支給要件の確認等について連携し、犯罪被害者等一人ひとりの状況に応じた適切な支援を提供しました。 ・署被害者支援連絡協議会への講師派遣等により、関係機関との連携強化が図られました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者支援コーディネーター等との連携強化を継続し、犯罪被害者等が必要とする支援が提供されるよう努めます。
2	総合的対応窓口の設置及び庁内関係機関の連携強化	環境生活部くらし安全推進課内に総合的対応窓口を設置するとともに、保健所や児童相談所等の庁内関係機関に「犯罪被害者等支援連絡員」を配置しています。 連絡会議の開催などにより、庁内関係機関相互の連携を強化し、総合的かつ効果的な犯罪被害者等支援に取り組みます。	環境生活部 くらし安全推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的対応窓口に46件の相談が寄せられ、支援団体や関係機関の紹介等、相談者に寄り添った対応に努めました。 ・庁内の関係機関に配置した「犯罪被害者等支援連絡員」を対象に、連絡会議や研修会を開催し、被害者支援施策等について情報共有を行い、連携強化を図りました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、課内に設置した県の総合的対応窓口において、犯罪被害者等からの相談・問い合わせに適切に対応します。 ・会議等を通じ、庁内の関係機関に配置した「犯罪被害者等支援連絡員」と連携強化に努めます。
3	警察による支援体制の強化	犯罪被害者等に対し、病院や裁判所等への付添い支援、千葉県警察犯罪被害カウンセラーチーム(Active Counselor Team、通称ACT(アクト))による電話、面接相談、医療支援や一時避難のための費用に関する公費負担、再被害防止・保護などの支援を実施しています。 県警本部犯罪被害者支援室員及び所属長から指定された被害者支援要員の効果的かつ効率的な運用を図ることで、事件直後から犯罪被害者等が必要とする支援活動を積極的に推進するとともに、関係部門及び関係機関・団体との連携を図り、体制の強化を図ります。	県警本部 警務課	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者支援要員による病院等の付添い支援をはじめ、ACTによるカウンセリング、医療費等の公費負担など、犯罪被害に起因する精神的、経済的負担の軽減を図り、各種支援活動を実施しました。 ・被害者支援要員(約1,700人)を指定し、効果的かつ効率的な運用を図りました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種支援制度の充実に努めながら、被害者支援要員の活動を始めた効果的かつ効率的な運用により、支援体制の強化を図ります。

4 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策の実施状況

②外部機関との連携体制

施策番号	計画に記載の内容			令和4年度の実績	令和4年度の成果や課題等を踏まえた令和5年度以降の取組予定
	施策名	施策概要	担当課		
4	【重点】犯罪被害者支援コーディネーターの充実(再掲)	「犯罪被害者支援コーディネーター」について、その役割の強化や増員により、支援体制や支援内容の充実を図るとともに、「犯罪被害者支援コーディネーター」を中心とした県、市町村、民間支援団体、弁護士会等の関係機関の連携を強化して、犯罪被害者等一人ひとりの状況に応じた適切な支援を提供できるように努めます。	環境生活部 くらし安全推進課 県警本部 警務課	1の再掲	
5	【重点】緊急支援体制の整備	各関係機関の役割分担や情報共有に関することなど、緊急時の総合的な体制整備を図ります。	県警本部 警務課	・犯罪による被害者等に対する支援部会の構成員(29団体)を対象に、大規模事件・事故発生時における支援について事例検討を行い、それぞれの立場における支援内容や連携を確認し、犯罪被害者等支援体制の強化を図りました。	・緊急時の総合的な体制整備を図るため、体制構築に向けた取組を行います。
6	犯罪による被害者等に対する支援部会による関係機関の連携強化	犯罪被害者等に対する支援と理解を促進するために、千葉県安全安心まちづくり推進協議会の中に関係機関を構成員とする「犯罪による被害者等に対する支援部会」を設置しています。 犯罪被害者等支援に関する情報交換・意見交換を通じ、支援の充実をはじめ、各種施策の効果的な推進や広報啓発などに努めます。	環境生活部 くらし安全推進課 県警本部 警務課	・「犯罪による被害者等に対する支援部会」を開催しました。(18団体25名参加) ・部会において、県の被害者支援施策や関係機関における支援体制等について情報共有を行うとともに、大規模事件・事故発生時における被害者等支援について事例検討を行い、連携体制の強化に努めました。	・「犯罪被害者等に対する支援部会」を開催し、関係機関・団体の被害者支援体制に係る情報共有や犯罪被害者等支援に関する講演等を行い、広報啓発・連携強化を図ります。
7	千葉県弁護士会との連携強化	犯罪被害者等が法的支援を希望する場合、速やかに犯罪被害者等支援に精通した弁護士につなげるよう、千葉県弁護士会との連携を強化します。	環境生活部 くらし安全推進課 県警本部 警務課	・千葉県弁護士会と連携し、犯罪被害等により法的支援を必要としている県民を対象に、県費による無料法律相談制度を創設しました。 実施体制としては、犯罪被害者支援コーディネーターを配置しているCVSと千葉県弁護士会において協定を締結し、被害者支援に精通した弁護士による法律支援を受けられることとしました。 ・令和4年6月のAV出演被害防止・救済法の制定に伴い、AV出演被害に悩む被害者の法的支援について、千葉県弁護士会と意見交換を行い、支援体制を構築しました。	・「犯罪被害者等に対する支援部会」や「千葉県性犯罪・性暴力被害者支援協議会」等における情報共有や意見交換等を通じ、千葉県弁護士会との連携強化に努めます。
8	署被害者支援連絡協議会による関係機関の連携強化	署被害者支援連絡協議会を定期的開催するとともに、犯罪被害者等の具体的なニーズを把握した総合的な支援を行うため、同協議会が保有する資源を効果的に活用し、必要な支援体制の確立と連携強化に努めます。	県警本部 警務課	・署被害者支援連絡協議会を県下35署で開催しました。	・署被害者支援連絡協議会が保有する資源を効果的に活用しながら、必要な支援体制の確立と連携強化に努めます。

4 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策の実施状況

③性犯罪等被害者に対する支援体制

施策番号	計画に記載の内容			令和4年度の実績	令和4年度の成果や課題等を踏まえた令和5年度以降の取組予定
	施策名	施策概要	担当課		
9	【重点】性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける支援の充実	ワンストップ支援センターである、ちさととCVSにおいて、被害者の方の心身の負担軽減と健康回復をサポートするための電話相談、面接相談、医療支援、カウンセリング、法律相談などの支援を実施しています。 今後は、女性だけではなく、外国人・障害者・男性・セクシャルマイノリティなど誰もが相談しやすい体制整備に向けた支援に努めます。	環境生活部 くらし安全推進課	<ul style="list-style-type: none"> ワンストップ支援センターにおいて電話相談6,969件、面接相談1,583件、付き添い支援368件、医療支援198件、カウンセリング65件、法律相談69件を実施しました。(合計9,252件、前年度比+1,107件) ワンストップ支援センターが助成する医療支援のうち、性感染症検査及びカウンセリングの支援回数を拡充するとともに、性感染症検査に伴う再診料を助成対象とし、被害者に必要な医療支援が提供できるよう支援体制を整備しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 性犯罪・性暴力被害については、夜間の相談も多く、緊急対応も必要であり、24時間・365日対応が重大な課題とされていることから、ワンストップ支援センターにおける相談体制の強化を図ります。 引き続き、誰もが相談しやすい支援体制の整備に努めます。
10	【重点】警察における性犯罪等被害者に対する支援	性犯罪被害者等に対し、病院や裁判所等への付添い支援、千葉県警察犯罪被害カウンセラーチーム(ACTive Counselor Team、通称ACT(アクト))による電話、面接相談、医療支援や一時避難のための費用に関する公費負担、再被害防止・保護などの支援を実施しています。 また、性犯罪被害相談電話(#8103)では、相談者の希望により、女性警察官による対応をするなど、相談しやすい環境の整備に努めます。	県警本部 警務課	<ul style="list-style-type: none"> 性犯罪被害者等の経済的・精神的負担の軽減を目的とした医療費等の公費負担制度及びACTによるカウンセリングを始めとする各種犯罪被害者等支援活動を実施しました。 犯罪被害者等が希望する性別の職員が対応できるよう、その体制構築を図りました。 県内の中学校、高等学校、千葉県産科婦人科医学会を通じて県内の医療機関等にポスターを配布するなど、広報啓発活動を実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 性犯罪被害者等の経済的・精神的負担軽減が図れるよう公費負担制度の更なる拡充に努めます。 引き続き、性犯罪被害相談窓口(#8103)の広報啓発活動に努めます。
11	千葉県性犯罪・性暴力被害者支援協議会・ケース会議の開催	関係機関で構成する協議会において、被害者支援の体制の充実等について協議し、連携を強化します。 また、協議会の中に設けている「ケース会議」において、ワンストップ支援センター及び県が個別事案に対する支援の調整を行います。	環境生活部 くらし安全推進課 県警本部 警務課	<ul style="list-style-type: none"> 県教育庁教職員課、児童生徒安全課が新たに協議会の構成員となり、ワンストップ支援センターを中心とする県の性犯罪・性暴力被害者支援体制の更なる強化を図りました。 協議会を開催し、支援団体や関係機関(14団体28名)における被害者支援体制等について情報共有を行い、連携強化に努めました。 2つのワンストップ支援センターが相互に協力して支援を行えるよう、個別事案の対応方針を検討するためのケース会議を2回開催し、連携体制を強化しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 協議会を開催し、国や県の性犯罪・性暴力被害者支援事業に関する情報共有を図り、支援体制について意見交換を行います。 ワンストップ支援センターが迅速かつきめ細やかな支援を提供できるよう、個別事案に応じてケース会議を開催し、引き続き、2つのセンターの連携強化を図ります。
12	医療従事者連絡会の開催	県内の7つの医療機関において、被害直後の診療や避妊措置、感染症予防、証拠採取などの医療支援を実施する体制を構築しています。 各連携医療機関において適切な医療支援が行えるよう、各連携医療機関の医師・看護師等を対象とした連絡会を開催し、医療支援の説明に加えて、被害者対応についても意見交換を行います。	環境生活部 くらし安全推進課	<ul style="list-style-type: none"> ワンストップ支援センターが拠点とする、または連携する医療機関を、7か所から11か所に拡充し、支援体制の強化を図りました。 性犯罪・性暴力被害者に対する医療支援を196件実施し、性犯罪・性暴力被害者に寄り添った支援に努めました。 医療従事者連絡会を開催し、支援事例等の情報共有を行うとともに、県職員・ワンストップ支援センター支援員、医療関係者による意見交換を行い、性被害者対応について理解を深めました。 	<ul style="list-style-type: none"> ワンストップ支援センター及び連携する医療機関と協力し、迅速かつ適切な医療支援の提供に努めます。 医療従事者連絡会を開催し、性犯罪・性暴力被害者支援の現状や支援事例等について情報共有を行うとともに、意見交換を行い、支援体制の整備に努めます。

4 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策の実施状況

方向性① 犯罪被害者等が受けた被害からの早期回復・軽減と生活再建への支援

1 支援推進体制の整備と充実

(2) 市町村に対する支援(条例第10条)

取組の基本方向

- 市町村が持つ既存の施策等との連携
- 犯罪被害者支援コーディネーターを通じた必要な情報の提供・助言

①市町村が取り組む犯罪被害者等支援に対する支援

施策番号	計画に記載の内容			令和4年度の実績	令和4年度の成果や課題等を踏まえた令和5年度以降の取組予定
	施策名	施策概要	担当課		
13	【重点】犯罪被害者等支援に関する情報の提供等の支援	市町村の窓口における犯罪被害者等への配慮や市町村の持つ既存の住民サービスとの有機的な連携など、犯罪被害者等支援に必要な情報の提供等の支援を実施します。 また、被害者支援施策担当課長会議等も活用し、犯罪被害者等支援を目的とした条例に関する情報提供などを実施します。	環境生活部 くらし安全推進課 県警本部 警務課	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村との連携を強化するため、令和4年8月から令和5年1月にかけて、犯罪被害者支援コーディネーターと県職員で全54市町村の被害者支援施策担当課を訪問し、意見交換を行いました。 ・被害者支援施策担当課長会議を開催し、千葉県犯罪被害者等支援推進計画や新たに創設した千葉県犯罪被害者見舞金制度や無料法律相談などの犯罪被害者等支援施策に関する情報共有を図りました。(参加市町村:36団体) 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度訪問時、市町村から、犯罪被害者支援条例等に関する情報提供や犯罪被害者等から相談を受けた際の協力等の依頼があったことから、会議等を通じて、県の被害者支援施策や市町村の犯罪被害者等支援条例制定状況等の必要な情報共有を行い、市町村の被害者等支援施策を支援します。
14	【重点】犯罪被害者支援コーディネーターの充実(再掲)	「犯罪被害者支援コーディネーター」について、その役割の強化や増員により、支援体制や支援内容の充実を図るとともに、「犯罪被害者支援コーディネーター」を中心とした県、市町村、民間支援団体、弁護士会等の関係機関の連携を強化して、犯罪被害者等一人ひとりの状況に応じた適切な支援を提供できるように努めます。	環境生活部 くらし安全推進課 県警本部 警務課	1の再掲	
15	担当者向け研修会の実施	市町村の窓口対応職員を対象として、犯罪被害者等や弁護士による講演を行うほか、二次的被害の防止を含めた犯罪被害者等への適切な対応を行うため、グループワークやロールプレイを取り入れた実践的な内容の研修会を開催し、各機関の連携の強化と職員の資質向上を図ります。	環境生活部 くらし安全推進課 県警本部 警務課	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村相談関係機関職員研修を開催し、犯罪被害者遺族や弁護士による講演を通して被害者支援について理解を深めるとともに、想定に基づいたロールプレイングを実施し窓口職員の対応能力向上を図りました。(参加市町村:21団体) 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度に県と各市町村が意見交換を実施した際、市町村担当者より、管轄する警察署担当者との連携強化の必要性について意見があったことから、県警との合同研修会を開催し、連携強化に努めます。 ・実践的な研修を実施し、職員の資質向上を図ります。

4 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策の実施状況

方向性① 犯罪被害者等が受けた被害からの早期回復・軽減と生活再建への支援

1 支援推進体制の整備と充実

(3)民間支援団体に対する支援(条例第11条)

取組の基本方向

- 民間支援団体による犯罪被害者等支援への必要な支援
- 人材の確保・育成に向けた取組

①民間支援団体に対する支援の充実

施策番号	計画に記載の内容			令和4年度の実績	令和4年度の成果や課題等を踏まえた令和5年度以降の取組予定
	施策名	施策概要	担当課		
16	【重点】民間支援団体における人材の確保・育成	県民向けの犯罪被害者支援員養成講座を開催するとともに、より多くの県民に受講してもらえるように効果的な広報啓発を実施します。 また、民間支援団体が実施する支援員育成のための研修会等において、講師として職員を派遣します。	環境生活部 くらし安全推進課 県警本部 警務課	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者支援に関する知識・技能を有する人材を養成するため、県民向けの公開講座である犯罪被害者支援員養成講座「入門編」を2市(千葉市、船橋市)において開催しました。(49名出席) ・「入門編」を受講した方から、さらに被害者支援について学びたい方を対象に、連続6回の「初級編」を開催しました。(15名出席) ・県職員を「初級編」の講師として派遣し、県の犯罪被害者等支援施策等について説明しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度も、交通の利便性を考慮しながら、犯罪被害者支援員養成講座「入門編」、「初級編」を開催し、県民からの理解と支援員の養成に努めます。 ・民間支援団体が実施する支援員育成のための研修等に職員を派遣し、県の被害者支援事業を周知します。
17	【重点】犯罪被害者支援コーディネーターの充実(再掲)	「犯罪被害者支援コーディネーター」について、その役割の強化や増員により、支援体制や支援内容の充実を図るとともに、「犯罪被害者支援コーディネーター」を中心とした県、市町村、民間支援団体、弁護士会等の関係機関の連携を強化して、犯罪被害者等一人ひとりの状況に応じた適切な支援を提供できるように努めます。	環境生活部 くらし安全推進課 県警本部 警務課	1の再掲	
18	民間支援団体の取組に対する支援	民間支援団体の取組に対し、犯罪被害者等支援に必要な情報提供を始めとした必要な支援を行います。 また、民間支援団体について、広く県民や事業者にも認知してもらえるよう、広報啓発を行います。	環境生活部 くらし安全推進課 県警本部 警務課	<ul style="list-style-type: none"> ・民間支援団体であるCVSやちさとに対し、事業費(令和4年度決算額22,358千円)を補助するとともに、「犯罪による被害者等に対する支援部会」や「千葉県性犯罪・性暴力被害者支援協議会」等を通じて、国や県における被害者等支援に関する情報共有や意見交換を行いました。 ・民間団体が実施する「ワンストップ支援センター」を周知するため、リーフレット10,000部、マスクケース5,000個、コンパクトミラー3,000個を作製し、広報啓発に活用しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県が連携する民間支援団体であるCVS及びちさとの犯罪被害者等支援がより効果的になるよう、引き続き、必要な支援を行います。
19	警察から犯罪被害者等早期援助団体への適切な情報提供	犯罪被害者等の同意を得て、犯罪被害の概要に関する情報を提供することで、犯罪被害者等が犯罪被害者等早期援助団体による支援を受けやすくなるよう努めます。	県警本部 警務課	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等の同意のもと、千葉県公安委員会指定の早期援助団体であるCVSに対し、必要な情報提供を行うとともに、連携を図りながら犯罪被害者等支援活動を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・秘密が守られること等を十分に説明した上で、CVSへの適切な情報提供を行い、犯罪被害者等が必要とする支援が提供されるよう努めます。

4 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策の実施状況

方向性① 犯罪被害者等が受けた被害からの早期回復・軽減と生活再建への支援

1 支援推進体制の整備と充実

(4) 人材の育成(条例第12条)

取組の基本方向

- 県・市町村職員に対する、窓口における二次的被害の防止を含めた対応方法の研修の実施
- 民間支援団体における人材確保・育成に対する支援
- 代理受傷の防止

① 犯罪被害者等支援に従事する人材の確保・育成

施策番号	計画に記載の内容			令和4年度の実績	令和4年度の成果や課題等を踏まえた令和5年度以降の取組予定
	施策名	施策概要	担当課		
20	【重点】民間支援団体における人材の確保・育成(再掲)	県民向けの犯罪被害者支援員養成講座を開催するとともに、より多くの県民に受講してもらえようとする効果的な広報啓発を実施します。 また、民間支援団体が実施する支援員育成のための研修会等において、講師として職員を派遣します。	環境生活部 くらし安全推進課 県警本部 警務課	16の再掲	
21	県職員・市町村職員向け研修会の実施	県・市町村の窓口対応職員を対象として、犯罪被害者等や弁護士による講演を行うほか、二次的被害の防止を含めた犯罪被害者等への適切な対応を行うため、グループワークやロールプレイを取り入れた実践的な内容の研修会を開催し、各機関の連携の強化と職員の資質向上を図ります。	環境生活部 くらし安全推進課 県警本部 警務課	・県・市町村相談関係機関職員研修を開催し、犯罪被害者遺族や弁護士による講演を通して被害者支援について理解を深めるとともに、想定に基づいたロールプレイングを実施し窓口職員の対応能力向上を図りました。(41団体、45名出席)	・令和4年度に実施した研修会のアンケート結果を活用しながら、引き続き、実践的な内容の研修会を実施し、連携強化及び職員の資質向上を図ります。
22	警察職員に対する研修等の実施	被害者支援要員や捜査に従事する警察職員を対象として、犯罪被害者等支援の意義、犯罪被害者等への二次的被害の防止など犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための研修等を実施し、職員の資質向上を図ります。	県警本部 警務課	・被害者支援要員や捜査に従事する警察職員を対象とした犯罪被害者等支援に関する研修を実施しました。 ・性的マイノリティ等への対応を始めとした専門的知見を有する講師を招いた研修を実施しました。	・警察職員の資質向上を図るための各種研修等を引き続き実施します。

② 犯罪被害者支援に従事する人材の受傷対策

施策番号	計画に記載の内容			令和4年度の実績	令和4年度の成果や課題等を踏まえた令和5年度以降の取組予定
	施策名	施策概要	担当課		
23	【重点】民間支援団体における支援員の受傷対策への支援	民間支援団体の支援員の代理受傷を防止するため、講師の派遣等の支援を実施します。	環境生活部 くらし安全推進課 県警本部 警務課	・民間支援団体(ちさと)において実施した、支援員を対象とした、臨床心理士による代理受傷防止研修の研修費用を、千葉県性犯罪・性暴力被害者支援事業補助金により助成しました。	・引き続き、民間支援団体における支援員の代理受傷対策について、必要に応じて実施できるよう支援します。
24	警察職員の受傷対策	犯罪被害者支援要員や捜査に従事する警察職員を対象として、職員の代理受傷について研修等を実施します。 また、必要に応じて、ACTによるカウンセリングを実施します。	県警本部 警務課	・被害者支援要員や捜査に従事する警察職員を対象とした代理受傷に関する研修を実施しました。	・警察職員の代理受傷について、引き続き研修を実施します。

4 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策の実施状況

方向性① 犯罪被害者等が受けた被害からの早期回復・軽減と生活再建への支援

2 犯罪被害者等に対する支援の充実

(1) 相談・情報の提供(条例第14条)

取組の基本方向

- 総合的対応窓口を始めとした各種相談窓口の明確化、必要な支援を提供している窓口に関する情報の提供及び助言
- 法律相談の実施
- 外国人に対する支援

① 相談体制の充実

施策番号	計画に記載の内容			令和4年度の実績	令和4年度の成果や課題等を踏まえた令和5年度以降の取組予定
	施策名	施策概要	担当課		
25	総合的対応窓口の設置及び庁内関係機関の連携強化(再掲)	環境生活部くらし安全推進課内に総合的対応窓口を設置するとともに、保健所や児童相談所等の庁内関係機関に「犯罪被害者等支援連絡員」を配置しています。連絡会議の開催などにより、庁内関係機関相互の連携を強化し、総合的かつ効果的な犯罪被害者等支援に取り組みます。	環境生活部くらし安全推進課	2の再掲	
26	【重点】弁護士による法律相談の実施	千葉県弁護士会と連携し、法的支援を必要としている犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等支援に精通した弁護士による無料法律相談を実施します。	環境生活部くらし安全推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県弁護士会と連携し、犯罪被害等により法的支援を必要としている犯罪被害者等を対象に、県費による無料法律相談制度を新たに創設しました。 ・無料法律相談を20件実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等が早期に法的支援を受けるきっかけとなるよう、引き続き、千葉県弁護士会と連携した無料法律相談を実施します。 ・令和4年度から新たに創設した無料法律相談制度について、さらなる利用を促進するため、制度の周知に努めます。
27	【重点】性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける相談	ワンストップ支援センターである、ちさととCVSにおいて、被害者の方の心身の負担軽減と健康回復をサポートするための電話相談、面接相談、医療支援、カウンセリング、法律相談などの支援を実施します。	環境生活部くらし安全推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・ワンストップ支援センターに寄せられる相談は年々増加傾向となっています。 ・電話相談6,969件、面接相談1,583件、付き添い支援368件、医療支援198件、カウンセリング65件、法律相談69件を実施しました。(合計9,252件、前年度比+1,107件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、ワンストップ支援センターや連携医療機関、千葉県弁護士会等と連携し、被害者の心身の負担軽減と健康回復をサポートする各種支援を実施します。
28	交通事故相談所における相談	交通事故被害者に対し、専任相談員による損害賠償請求や示談交渉などの様々な交通事故相談を実施します。また、臨床心理士による心のケアに関する相談も実施します。	環境生活部くらし安全推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事故被害者等の救済対策として、交通事故相談所を設置し、選任の相談員による交通事故相談を実施しました。また、臨床心理士による心のケアに関する相談、県内市町における巡回相談を実施しました。(相談件数:1,620件、うち心のケアに関する相談は6件、巡回相談は35市町377件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度に引き続き、交通事故相談所において、選任の相談員等による交通事故相談を実施し、また、臨床心理士による心のケアに関する相談、県内市町における巡回相談を実施します。
29	消費者相談	消費者センターにおいて、消費生活や多重債務、個人情報保護などに関して、消費者からの相談に対応します。	環境生活部くらし安全推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活や多重債務、個人情報保護などに関して、消費生活相談員が消費者からの相談を受ける中で、法律相談窓口や警察相談電話等、ケースに応じた相談窓口を案内しました。(相談件数11,283件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者センターが開庁している時間に電話相談をする時間がない県民等へ対応するために、電話相談に加え、新たにメールによる相談業務を導入します。
30	県警における相談窓口	性犯罪被害相談電話(#8103)、警察相談電話(#9110)、ヤング・テレホン(0120-783497)による電話相談窓口や相談サポートコーナー、少年センターを設置し、犯罪被害者等の相談・支援を行います。	県警本部警務課	<ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪被害相談電話(#8103)を始めとする各種相談窓口について、県警ホームページ等を活用した情報発信を行うとともに、犯罪被害者等のニーズに即した相談・支援を実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等の相談・支援に当たっては、相談しやすい対応及び負担軽減を図ります。

①相談体制の充実

施策番号	計画に記載の内容			令和4年度の実績	令和4年度の成果や課題等を踏まえた令和5年度以降の取組予定
	施策名	施策概要	担当課		
31	千葉県外国人相談窓口	県内在住の外国人が安全で安心な生活を送ることができるよう、多言語による相談が可能な相談窓口を運営し、生活全般の相談に応じるほか、弁護士や行政書士による外国人向け専門相談を実施します。	総合企画部 国際課	・多言語による相談が可能な千葉県外国人相談窓口では1,539件、外国人向け弁護士相談では64件、外国人向け行政書士相談では15件の相談がありました。	・令和4年度に引き続き、委託先である(公財)ちば国際コンベンションビューローと連携し、多言語による相談が可能な千葉県外国人相談窓口の運営、弁護士や行政書士による外国人向け専門相談を実施します。
32	男女共同参画センター相談事業	女性及び男性の悩みや問題の全般的な相談を実施します。	総合企画部 男女共同参画課	・女性の電話相談は5,987件、来所相談は574件でした。 ・男性の電話相談は558件、来所相談は91件でした。	・男性のための総合相談について、相談の機会を拡充するため、令和5年度からは土曜日の電話相談を追加しましたが、これに伴い、カウンセリング件数も増加する可能性があります。そのため、必要に応じてカウンセリング枠の拡充を検討します。
33	DV被害に関する相談	女性サポートセンター、男女共同参画センター、各健康福祉センターを県の配偶者暴力相談支援センターに位置付け、緊急避難や自立した生活に向けての助言などの相談を実施します。	健康福祉部 児童家庭課	・配偶者暴力相談支援センター連絡会議を開催し、DV被害者支援に関する情報提供や助言を行いました。また、DV職務関係者の研修を実施し、配偶者暴力相談支援センターの機能強化を図りました。	・市町村と連携し、被害者の自立した生活に向け、役所や転居先への付添いなどDV被害者自立生活援助事業を推進します。
34	児童虐待に関する相談、児童虐待の通告	児童相談所において、18歳未満の児童に関するあらゆる問題について、児童や保護者などからの相談に対応します。	健康福祉部 児童家庭課	・児童や保護者などからの相談について、来所による相談対応の他、24時間・365日体制で電話相談・虐待通告の受付を実施しました。 ・令和5年2月から「親子のためのSNS相談@ちば」として、SNSを通じての相談対応も開始しました。	・引き続き、児童や保護者などからの各種相談に対応し、それぞれの相談に最も適した援助や指導を行っていきます。 ・「親子のためのSNS相談@ちば」については、開始してからの日が浅いため、児童や保護者などにより活用していただくため、更なる周知活動を行っていきます。
35	千葉県精神保健福祉センターにおける電話相談	心の健康、精神疾患及び精神科医療、依存症など精神保健福祉全般に関する電話相談等を実施します。	健康福祉部 障害者福祉推進課	・「こころの電話相談(精神保健福祉全般に関すること)」を平日午前9時～午後6時30分に開設し、相談を受け付けました。 ・電話相談は4,375件あり、その中で犯罪被害に関する相談は23件でした。 ・依存症対策総合支援事業として、アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症及びその家族に対して、電話相談(平日午前10時～午後5時)や個別相談会、治療回復プログラム等も実施しました。	・引き続き、犯罪被害に関する相談を含めた精神保健福祉全般に関する電話相談等を実施します。
36	保健所(健康福祉センター)における相談	県内13箇所の保健所(健康福祉センター)において、精神保健福祉相談(心の健康、精神保健福祉に関する相談)を行います。	健康福祉部 障害者福祉推進課	・県内13箇所の保健所(健康福祉センター)における精神保健福祉相談の合計延件数は、来所相談1,654件(うち犯罪被害に関する相談0件)、訪問2,937件(うち犯罪被害に関する相談0件)、電話相談34,582件(うち犯罪被害に関する相談1件)、メール相談102件(うち犯罪被害に関する相談0件)でした。	・引き続き、犯罪被害に関する相談を含めた精神保健福祉全般に関する電話相談等を実施します。
37	千葉県子ども・若者総合相談センター(ライトハウスちば)における相談	ニート、引きこもり、不登校など困難を有するおむね40歳未満の子ども・若者及びその家族からの相談に対応します。	環境生活部 県民生活課	・千葉県子ども・若者総合相談センターに業務委託し、専門の相談員が必要な助言や専門支援機関の紹介を行っています。(総相談件数1,941件)	・引き続き、千葉県子ども・若者総合相談センターにおいて、必要な助言や専門支援機関の紹介を行います。 ・前年度と比較すると相談件数が減少しているため、ポスターやリーフレットの作成などを行い、委託業者と連携しながら相談窓口の周知に努めます。
38	千葉県労働相談センターにおける相談	賃金不払い、解雇、職場における労働問題全般についての相談、職場の人間関係などに伴うメンタルヘルスの相談を実施します。	商工労働部 雇用労働課	・電話・面談、インターネットによる相談事業を実施し、問題解決に向けたアドバイスを行いました。また、労働者の不安やストレスなどの心の健康に関する相談に、メンタルヘルスの専門家が対応しました。 ・相談件数は2,428件で、そのうち働く人のメンタルヘルス特別労働相談が12件でした。	・引き続き、労働問題に関する相談事業を実施するとともに、仕事に関して強い不安やストレスを感じている労働者等を対象にした、働く人のメンタルヘルス特別労働相談を実施します。

①相談体制の充実

施策番号	計画に記載の内容			令和4年度の実績	令和4年度の成果や課題等を踏まえた令和5年度以降の取組予定
	施策名	施策概要	担当課		
39	千葉県精神科医療センターにおける相談	精神科救急医療の受診に関する相談を実施します。	病院局 経営管理課	・精神科救急医療受診に関する相談実績はありませんでした。	・引き続き、千葉県精神科医療センター(令和5年11月以降は総合救急災害医療センター)において、精神科救急医療の受診に関する相談を実施します。
40	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置	犯罪被害を含む、支援を必要とする児童生徒に対し、スクールカウンセラー等の専門性を有する人材を配置し、関係機関との連携など、子どもやその保護者への相談支援の充実を図ります。	教育庁 児童生徒安全課	・スクールカウンセラーへの相談件数は、総計で169,512件となっており、前年より56,516件増加しています。 ・スクールソーシャルワーカーへの相談件数は、38,182件となり、前年より1,037件増加しました。	・スクールカウンセラー等の相談体制を整備するために、人員の確保、配置校の拡充を目指し、効果的に活用できるように努めます。
41	子どもと親のサポートセンターにおける相談	学校生活に関すること、心や身体のことなど、犯罪被害を含む個々の状況に応じて、本人及び保護者、教職員に対し、相談活動を通じて支援・援助を行います。また、中高生を対象として、SNS相談を実施します。	教育庁 児童生徒安全課	・各相談活動状況は、電話相談が11,748件、来所相談が6,551件、FAXでの相談が1件、メールでの相談が228件となっています。 ・また、中高生対象のSNS相談は、2,401件となっており、個々の状況、各相談内容に応じて、本人及び保護者等に対し、相談活動を実施しました。	・従来の相談活動に加え、オンライン相談の体制整備を検討中であり、今年度途中から随時実施していく予定です。

②情報提供の充実

施策番号	計画に記載の内容			令和4年度の実績	令和4年度の成果や課題等を踏まえた令和5年度以降の取組予定
	施策名	施策概要	担当課		
42	犯罪被害者等への情報提供	県、市町村、関係団体等の犯罪被害者等の相談窓口を掲載したポスターやリーフレットの作成、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターのポスターやリーフレットなどを作成し、県関係機関、市町村、学校、病院等に配架する等積極的な周知を行います。 また、関係機関において実施している支援等についても、犯罪被害者等に対し情報提供を行います。	環境生活部 くらし安全推進課 県警本部 警務課	・犯罪被害等に遭われた方に適切な相談窓口を案内するため、「犯罪被害者等のための相談窓口等のご案内」リーフレット15,000部、ポスター1,100部を作製し、市町村や県関係機関、学校等に配布しました。 ・ワンストップ支援センターに係る広報啓発品(リーフレット10,000部、マスクケース5,000個、コンパクトミラー3,000個)を作製し、関係機関に配布するとともに、「若年層の性暴力被害予防月間」「女性に対する暴力をなくす運動」における街頭キャンペーン等で配布し、広報に努めました。	・犯罪被害者等に必要な情報提供が行われるよう、引き続き、相談窓口を掲載したポスターやリーフレット、ワンストップ支援センターに係る広報啓発品を作成し、関係機関・団体に配布する等、様々な機会を通じて広報啓発を行います。
43	外国人の犯罪被害者等への支援	外国人向け「被害者の手引」(9言語)、ストーリー及びDV対策用リーフレット(10言語)を作成し、ホームページへの掲載や警察署での配布等により、外国人の犯罪被害者等への情報提供を行います。 また、必要に応じて通訳を手配するとともに、警察職員への外国語研修等を推進し、日本語によるコミュニケーション能力が十分でない外国人に対する対応力を強化します。	県警本部 警務課	・外国人向け「被害者の手引」(9言語)、ストーリー及びDV対策用リーフレット(10言語)をホームページに掲載しました。また、適応する言語のリーフレット等を活用した情報提供を実施しました。	・外国人向け「被害者の手引」(9言語)等を活用するなど、外国人の犯罪被害者等への対応の強化にも取組み、適切な支援を行います。
44	犯罪被害者連絡制度	犯罪被害者等に対し、被害者支援要員が「被害者の手引」等を活用した刑事手続や支援制度等を説明します。 また、捜査状況、犯人の検挙状況、逮捕した犯人の処分状況について、適切に情報提供を行います。	県警本部 警務課	・犯罪被害者等に対して、「被害者の手引」等を活用しながら、刑事手続や支援制度等の各種制度を説明しました。 ・捜査状況、犯人の検挙状況等について適切な情報提供を実施しました。	・引き続き、被害者支援要員から、犯罪被害者等に対し、各種制度の説明等を行い、犯罪被害者等に寄り添った対応に努めます。 ・犯罪被害者等の意向に添って、捜査状況、検挙状況及び処分状況について、適切な情報提供に努めます。

4 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策の実施状況

方向性① 犯罪被害者等が受けた被害からの早期回復・軽減と生活再建への支援

2 犯罪被害者等に対する支援の充実

(2) 損害回復・経済的支援等

取組の基本方向

- 新たに見舞金制度の導入や無料法律相談を実施する
- 法律相談の実施
- 生活支援、居住や雇用の安定、経済的負担の軽減、損害賠償請求のそれぞれについて、きめ細やかに支援

①経済的負担の軽減(条例第18条)

施策番号	計画に記載の内容			令和4年度の実績	令和4年度の成果や課題等を踏まえた令和5年度以降の取組予定
	施策名	施策概要	担当課		
45	【重点】新たな経済的支援の実施	被害直後からの様々な経済的負担を早期に軽減するため、見舞金制度を創設します。	環境生活部 くらし安全推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県犯罪被害者等見舞金制度(遺族見舞金30万円、重傷病見舞金10万円)を創設しました。 ・遺族見舞金16件、重傷病見舞金16件(合計640万円)を支給し、犯罪被害に遭われた方やそのご遺族に経済的支援を実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度に創設した千葉県犯罪被害者等見舞金制度による経済的支援が適切に行われるよう、県警やCVS、市町村、関係機関と連携し、制度の周知に努めます。 ・申請受付を行うコーディネーターや県警等と連携し、犯罪被害者等への速やかな経済的支援の実施に努めます。
46	【重点】弁護士による法律相談の実施(再掲)	千葉県弁護士会と連携し、法的支援を必要としている犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等支援に精通した弁護士による無料法律相談を実施します。	環境生活部 くらし安全推進課	26の再掲	
47	【重点】性犯罪等被害者のための医療費支援・カウンセリング、弁護士相談の支援	性犯罪・性暴力被害者のためのワントップ支援センターにおける治療や検査等の医療支援、カウンセリングや弁護士相談に対して支援を行います(県警の公費負担制度対象者を除く。)	環境生活部 くらし安全推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・ワンストップ支援センターにおいて、医療支援196件、カウンセリング65件、弁護士相談69件を無料で実施し、県はその費用を千葉県性犯罪・性暴力被害者支援事業補助金により助成しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、ワンストップ支援センターにおいて、医療費やカウンセリング費用、弁護士相談費用を支援します。
48	交通遺児激励事業	県内の小中学校等に通学する交通遺児に対し、激励品を贈呈します。	環境生活部 くらし安全推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事故被害者等を救済するため、交通事故により保護者等を失った小・中学校の児童・生徒111名に対し激励品を贈呈しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度に引き続き、交通事故により保護者等を失った小・中学校の児童・生徒に対し激励品を贈呈し、その将来を励まします。
49	犯罪被害給付制度・国外犯罪被害者等支給制度の周知	犯罪被害者等給付制度・国外犯罪被害者等支給制度についての周知を徹底するとともに、対象事案を把握し、犯罪被害者等に分かりやすく説明します。	県警本部 警務課	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等給付制度のご案内・国外犯罪被害者等支給制度のご案内のパンフレット等を用いて、犯罪被害者等に分かりやすく説明しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等給付制度・国外犯罪被害者等支給制度をより周知するとともに、対象事案を把握し、犯罪被害者等に分かりやすく説明できるよう努めます。
50	公費負担制度による支援	犯罪被害者等に対し、治療や検査等の一部を公費で負担します。	県警本部 警務課	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等に対して、治療や検査等の一部を公費で負担し、経済的負担の軽減に努めました。 ・犯罪被害者等に対する公費負担を拡充し、その充実を図ることができました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等に対し、治療や検査等の一部を公費で負担し、経済的負担の軽減に努めます。

4 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策の実施状況

②日常生活の支援(条例第15条)

施策番号	計画に記載の内容			令和4年度の実績	令和4年度の成果や課題等を踏まえた令和5年度以降の取組予定
	施策名	施策概要	担当課		
51	被害者支援要員制度	被害者支援要員が、事件発生直後から犯罪被害者等への付添い、指導、助言、情報提供等を実施します。	県警本部 警務課	<ul style="list-style-type: none"> 事件発生直後から、被害者支援要員による犯罪被害者等への付添い、指導、助言等を行いました。 被害者等の同意を得た上で、千葉県公安委員会指定の早期援助団体である公益社団法人千葉犯罪被害者支援センターに情報提供を行いました。 	被害者支援要員が、事件発生直後から犯罪被害者等への付添い、指導、助言、情報提供等を実施します。
52	公費負担制度(ハウスクリーニング等)による支援	自宅などにおける犯罪で、簡易的な清掃では取り除くことの出来ない汚損や異臭などを専門の清掃業者によりハウスクリーニングをする場合に、その費用を公費で負担します。	県警本部 警務課	<ul style="list-style-type: none"> ハウスクリーニングが必要となる犯罪の発生はありませんでした。 	自宅などにおける犯罪で、専門の清掃業者によりハウスクリーニングをする場合には、その費用を公費で負担します。
53	DV被害者の自立に向けた支援	配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV被害者の自立に向けた様々な問題について、本人の意思や状況に応じて必要な情報を提供し、市町村や関係機関が行う支援につなげていきます。	健康福祉部 児童家庭課	<ul style="list-style-type: none"> DV被害者に対し、必要に応じて法的支援についての情報提供を行いました。 DV被害者の生活再建に向け、本人の意思や状況に応じて市町村や関係機関が行う支援につなげました。 	被害者の自立した生活に向け、役所や転居先への付添いなどDV被害者自立生活援助事業を推進します。

③居住の安定(条例第16条)

施策番号	計画に記載の内容			令和4年度の実績	令和4年度の成果や課題等を踏まえた令和5年度以降の取組予定
	施策名	施策概要	担当課		
54	公費負担制度による支援(ハウスクリーニング、一時避難措置費用)	自宅などにおける犯罪で、簡易的な清掃では取り除くことの出来ない汚損や異臭などを専門の清掃業者によりハウスクリーニングをする場合の費用や犯人等から危害を加えられる恐れがある場合にホテル等へ避難する際の宿泊費用を公費で負担します。	県警本部 警務課	<ul style="list-style-type: none"> ハウスクリーニングが必要となる犯罪の発生はありませんでした。 自宅などにおける犯罪で、犯人等から危害を加えられる恐れがある場合に、犯罪被害者等がホテル等へ避難する際の宿泊費用(19人延べ34泊)を公費で負担しました。 	自宅などにおける犯罪で、清掃業者によりハウスクリーニングをする場合の費用や犯人等から危害を加えられる恐れがある場合に避難する際の宿泊費用を公費で負担するなど、引き続き、居住場所が安定できるよう、ハウスクリーニング費用、一時避難費用を公費で負担します。
55	DV被害者の自立に向けた支援(再掲)	配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV被害者の自立に向けた様々な問題について、本人の意思や状況に応じて必要な情報を提供し、市町村や関係機関が行う支援につなげていきます。	健康福祉部 児童家庭課	53の再掲	
56	県営住宅への入居に係る配慮	県営住宅において、犯罪被害者等やDV被害者に対し、抽選倍率の優遇や単身入居を可能とする入居要件の緩和を行います。	県土整備部 住宅課	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者等からの県営住宅の入居応募はありませんでした。 DV被害者については、応募世帯数は16世帯であり、入居世帯数は3世帯でした。 	引き続き、県営住宅において、犯罪被害者等やDV被害者に対し、抽選倍率の優遇や単身入居を可能とする入居要件の緩和を行います。

4 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策の実施状況

④雇用の安定(条例第17条)

施策番号	計画に記載の内容			令和4年度の実績	令和4年度の成果や課題等を踏まえた令和5年度以降の取組予定
	施策名	施策概要	担当課		
57	事業者への広報・啓発	「千葉県安全安心まちづくり推進協議会総会」、「犯罪による被害者等に対する支援部会」、「署被害者支援連絡協議会」等の様々な機会を通じて、事業者に対し、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性、二次的被害についての理解、犯罪被害者等の被害回復のための休暇(法定外休暇)の導入など普及啓発します。	環境生活部 くらし安全推進課	・「犯罪による被害者等に対する支援部会」において、構成団体(28団体)を対象に、県の被害者等支援体制を説明するとともに、犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度の導入を案内し、普及啓発を行いました。	・県が開催する「千葉県安全安心まちづくり推進協議会総会」や「犯罪による被害者等に対する支援部会」等、様々な機会を通じて、犯罪被害者等がおかれている状況等について、事業者への啓発を図ります。 ・署被害者支援連絡協議会が定期的開催されるよう周知を図るとともに、同協議会において、メンバー間の相互の連携強化や犯罪被害者等が置かれている立場への理解を深めるための研修の充実に努めます。
			県警本部 警務課	・署被害者支援連絡協議会を35署で開催し、被害者等の置かれている状況について理解を深めました。	
58	千葉県ジョブサポートセンターにおける就業支援	主に子育て中の女性や中高年齢者を対象に、ハローワークと連携して、生活就労相談から職業相談、職業紹介等、再就職に向けた総合的なサービスを提供します。	商工労働部 雇用労働課	・主に子育て中の女性や中高年齢者を対象とし、生活就労相談や再就職支援セミナー、企業と求職者の交流会等を行ったほか、県内各地でも市町村と共催の出張セミナーなど各種の就労支援を行いました。 年間利用者数:11,820人 新規登録者数: 2,189人 就職決定者数: 682人	・引き続き、主に子育て中の女性や中高年齢者を対象に生活就労相談を実施するとともに、再就職に向けたセミナー等を市町村等と連携して開催します。
59	ジョブカフェちばにおける就業支援	就職を希望する若者を対象に、キャリアカウンセラーによる個別相談や就職に役立つ各種セミナーなど、総合的な就職支援サービスをワンストップで提供します。	商工労働部 雇用労働課	・就職を希望する若者を対象とした総合的な就職支援サービス(キャリアカウンセラーによる個別相談や就職に役立つ各種セミナー、合同企業説明会等)を実施しました。 延べ利用人数:14,419人 新規登録者数: 2,451人 就職決定者数: 1,370人	・引き続き、就職を希望する若者を対象とした総合的な就職支援サービス(キャリアカウンセラーによる個別相談や就職に役立つ各種セミナー、合同企業説明会等)を実施します。
60	ちば地域若者サポートステーションにおける就業支援	就職に向けた取組みへの意欲が認められる、15歳から49歳までの若年無業者等を対象に、職業的自立に向け支援します。	商工労働部 雇用労働課	・若年無業者(ニート等)を対象として、キャリアカウンセラーや臨床心理士による個別相談、職業的自立支援プログラム(セミナー、職業体験等)を実施しました。 延べ利用人数: 9,939人 うち 相談件数:4,849人 職業的自立支援プログラム参加件数:5,090人 新規登録者数: 120人 進路等決定者数: 88人	・引き続き、若年無業者(ニート等)を対象として、キャリアカウンセラーや臨床心理士による個別相談、職業的自立支援プログラム(セミナー、職業体験等)を実施します。
61	働き方改革に取り組む企業の登録制度	ワーク・ライフ・バランスや働き方改革、特別な休暇制度(法定外休暇)の導入等に取り組む企業を登録し、登録企業の取組内容などを県ホームページ等で広く紹介することにより、県内企業の取組の促進を図ります。	商工労働部 雇用労働課	・仕事と生活の両立支援や誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組む企業を募集し、県のホームページ等で「社員いきいき! 元気な会社」宣言企業として広く紹介しました。 登録企業数 970社(うち新規登録企業数 40社)	・引き続き、仕事と生活の両立支援や誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組む県内企業の募集・公表を行い、企業の自主的な取組を促進していきます。

4 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策の実施状況

⑤損害賠償請求に関する支援(条例第19条)

施策 番号	計画に記載の内容			令和4年度の実績	令和4年度の成果や課題等を踏まえた 令和5年度以降の取組予定
	施策名	施策概要	担当課		
62	【重点】弁護士による法律相談の実施(再掲)	千葉県弁護士会と連携し、法的支援を必要としている犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等支援に精通した弁護士による無料法律相談を実施します。	環境生活部 くらし安全推進課	26の再掲	
63	交通事故相談所における支援	交通事故被害者に対し、専任相談員による損害賠償請求や示談交渉などの様々な交通事故相談を実施します。	環境生活部 くらし安全推進課	<ul style="list-style-type: none"> 交通事故被害者等の救済対策として、交通事故相談所を設置し、選任の相談員による交通事故相談を実施しました。また、臨床心理士による心のケアに関する相談、県内市町における巡回相談を実施しました。 (相談件数:1,620件、うち心のケアに関する相談は6件、巡回相談は35市町377件) 	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度に引き続き、交通事故相談所において、選任の相談員等による交通事故相談を実施し、また、臨床心理士による心のケアに関する相談、県内市町における巡回相談を実施します。
64	県警における支援	犯罪被害者等に対し、損害賠償命令制度等の案内や犯罪被害者等支援に精通した弁護士の紹介を行います。	県警本部 警務課	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者等に対し、損害賠償命令制度等の案内や犯罪被害者等支援に精通した弁護士の紹介を実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、関係機関と連携し、損害賠償命令制度等の案内や犯罪被害者等支援に精通した弁護士の紹介を行います。

4 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策の実施状況

方向性① 犯罪被害者等が受けた被害からの早期回復・軽減と生活再建への支援

2 犯罪被害者等に対する支援の充実

(3)精神的・身体的被害の回復、防止

取組の基本方向

➤一人ひとりの犯罪被害者等の置かれた状況に応じた、医療、カウンセリング、安全の確保支援

①保健医療サービス及び福祉サービスの提供(第20条)

施策番号	計画に記載の内容			令和4年度の実績	令和4年度の成果や課題等を踏まえた令和5年度以降の取組予定
	施策名	施策概要	担当課		
65	【重点】性犯罪等被害者のための医療費・カウンセリング支援	性犯罪・性暴力被害者のためのワントップ支援センターにおける治療や検査等の医療支援やカウンセリングに対する支援を行います(県警の公費負担制度対象者を除く。)	環境生活部 くらし安全推進課	<ul style="list-style-type: none"> ワンストップ支援センターが助成する医療支援のうち、性感染症検査及びカウンセリングの支援回数を拡充するとともに、性感染症検査に伴う再診料を助成対象とし、被害者に必要な医療支援が提供できるよう努めました。 性犯罪・性暴力被害者に対する医療支援を196件、カウンセリングを65件実施し、性犯罪・性暴力被害者に寄り添った支援に努めました。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、ワンストップ支援センターや連携医療機関と連携し、性犯罪・性暴力被害者が必要とする医療費支援やカウンセリング支援を実施します。
66	交通事故相談所の運営	交通事故被害者に対し、臨床心理士による心のケアに関する相談を実施します。	環境生活部 くらし安全推進課	<ul style="list-style-type: none"> 交通事故被害者等の救済対策として、交通事故相談所を設置し、専任の相談員による交通事故相談を実施しました。また、臨床心理士による心のケアに関する相談、県内市町における巡回相談を実施しました。(相談件数1,620件、うち心のケアに関する相談は6件、巡回相談は35市町377件) 	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度に引き続き、交通事故相談所において、専任の相談員等による交通事故相談を実施し、また、臨床心理士による心のケアに関する相談、県内市町における巡回相談を実施します。
67	千葉県警察犯罪被害カウンセラーチーム(ACT)によるカウンセリング	公認心理師、臨床心理士等の資格を有する警察職員(ACT)を積極的に活用し、犯罪被害者等の要望に応じて、カウンセリングを実施します。	県警本部 警務課	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者等の要望に応じて、ACTによるカウンセリングを49事件78人、延べ293回実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ACTを積極的に活用し、犯罪被害者等の要望に応じて、カウンセリングを実施します。
68	公費負担制度(カウンセリング等)による支援	犯罪被害に遭った精神的ショック等の軽減を図るため、犯罪被害者等が医療機関等においてカウンセリング等を要望する場合には、その費用を公費で負担します。	県警本部 警務課	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者等の要望により、医療機関等におけるカウンセリングを8人30回を公費負担しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者等が医療機関等においてカウンセリング等を要望する場合には、引き続き、その費用を公費で負担します。
69	障害者総合支援法に基づく自立支援医療費(精神通院医療)による医療費助成	精神疾患を有する方に対し、通院医療費の一部を公費で負担します。	健康福祉部 障害者福祉推進課	<ul style="list-style-type: none"> 精神疾患を有する方に対し、通院医療費の一部を公費で負担しました。(88,463人、8,787,995,383円) 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、受給者及び事業者からの申請に適切に対応し、通院医療費の一部を公費で負担します。

4 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策の実施状況

②安全の確保(条例第13条)

施策番号	計画に記載の内容			令和4年度の実績	令和4年度の成果や課題等を踏まえた令和5年度以降の取組予定
	施策名	施策概要	担当課		
70	公費負担制度(一時避難措置)	自宅が犯罪行為の現場となったり、犯人等から危害を加えられる恐れがある犯罪被害者等が、一時的にホテル等に避難する場合に、その宿泊費を公費で負担します。	県警本部 警務課	・自宅などにおける犯罪で、犯人等から危害を加えられる恐れがある場合に、犯罪被害者等がホテル等へ避難する際の宿泊費用(19人延べ34泊)を公費で負担しました。	・自宅などにおける犯罪や犯人等から危害を加えられる恐れがある場合に、犯罪被害者等の安全が確保できるよう、引き続き、避難する際の宿泊費用を公費で負担します。
71	犯罪被害者に関する情報の保護	犯罪被害者の氏名の公表等、犯罪被害者等の意見と報道の自由等を踏まえ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮します。 また、報道発表を行う場合には、犯罪被害者等に対し、事前に必要な情報提供を行うように努めます。	県警本部 警務課	・犯罪被害者等に対し、報道発表に対する意向を事前に確認するとともに、被害者の特定に至らないよう配慮するなど、犯罪被害者等の精神的負担の軽減に努めました。 ・犯罪被害者等に必要な情報提供を行うことで、二次的被害の防止に努めました。	・個別具体的な案件ごとに、引き続き、適切な発表内容となるよう配慮します。
72	子供対象・暴力的性犯罪出所者の再犯防止措置制度の運用	13歳未満の子どもを被害者とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者について、警察庁を通じて法務省から情報提供を受け、県警においてその所在確認を実施するほか、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うなど、再犯防止に向けた措置を講じます。	県警本部 警務課	・法務省からの情報提供を基に、検察庁、刑務所、地方更生保護委員会、保護観察所、その他関係機関・団体と円滑な連携を図ることで、再被害防止に努めました。	・法務省から情報提供を受けたときは、県警において、その所在確認のほか、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うなど、再犯防止に向けた措置を講じます。
73	再被害防止措置	同一の加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等に、再被害防止に資する情報提供を適切に行うとともに、必要に応じて緊急通報装置を貸与し、又は警戒措置を講じます。	県警本部 警務課	・再被害防止に関連し、緊急通報装置を活用した警戒措置を実施しました。	・再被害防止に資する情報提供を適切に行い、再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等には、必要に応じて緊急通報装置を貸与し、又は警戒措置を講じます。
		再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等がその責任を自覚することや犯罪被害者等の心情を理解すること、自ら社会復帰のための努力をしていくことが重要であるとの認識の下に、犯罪被害者等の名誉や生活の平穏を害することのないよう、犯罪被害者等に対する十分な配慮をもって行います。	健康福祉部 健康福祉指導課	・受刑者への矯正施設内での面接等の取組を行いました。(相談件数 26件) ・地域定着支援センター事業として、矯正施設に出所・出院後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための取組を行いました。(電話相談、訪問等 5,106件)	・誰もが安心して暮らすことのできる社会を実現するため、今後も矯正施設へ入所されている方への釈放後の社会復帰及び生活再建に向けた相談支援等に取り組めます。
74	DV被害者に対する安全確保と一時保護体制の充実	女性サポートセンターにおいて、ケースワーカー、心理判定員、医師、看護師、保育士等が連携して対応することにより、被害者一人ひとりの状況に応じて心身の安定や自立に向けた支援を実施します。 また、被害者の安全確保を図るため、被害者の状況に応じて民間シェルター等に一時保護を委託します。	健康福祉部 児童家庭課	・一時保護中の同伴児について、保育士や学習指導員と連携しながら心理判定員によるカウンセリングを実施し、同伴児の心理的ケアの充実を図りました。 ・社会福祉施設や民間シェルターと一時保護委託契約を結びました。	・一時保護中の母子の安定した生活及び一時保護終了後の母子の継続した生活の確保のため、引き続き女性サポートセンター等での一時保護を行うとともに、新たに中学生等の男児を含む世帯ごとの一時保護委託を実施します。

4 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策の実施状況

②安全の確保(条例第13条)

施策番号	計画に記載の内容			令和4年度の実績	令和4年度の成果や課題等を踏まえた令和5年度以降の取組予定
	施策名	施策概要	担当課		
75	児童虐待への対応	<p>児童相談所において、緊急に子どもの安全確保が必要な場合や虐待を受けた子どもの行動観察などを行うために子どもを一時保護するなど、専門家や様々な機関と協力し、それぞれの子どもと家庭に必要な支援につなげます。</p> <p>また、家庭の問題を解決するのに時間がかかる場合は、里親、ファミリーホームへの委託や、児童養護施設等への入所等の措置などを行い、子どもの安全の確保を図ります。</p>	健康福祉部 児童家庭課	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待に係る目視による安全確認の強化のための児童安全確認協力員、及び児童相談所の児童福祉司とともに専門的な判断や対応などを行う児童虐待対応協力員を前年度から6名増員しました。 児童相談所が対応した虐待通告は8,858件であり、そのうち87.5%が面接指導、2.2%が児童養護施設等への入所等の措置、0.6%が里親等への委託となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、児童虐待への対応のために児童相談所職員や協力員の他、法律アドバイザーや協力医師等も含めた専門職員の増員を図っていきます。 引き続き、子どもの安全な生活環境の確保に努めます。
76	青少年ネット被害防止対策事業	<p>青少年がインターネット上のトラブルに巻き込まれることを未然に防ぐため、ネットパトロールを実施します。特に問題のある書き込みを発見した場合、学校を通じて指導・削除等を行います。</p>	環境生活部 県民生活課	<ul style="list-style-type: none"> ネットパトロールを業務委託し、県内中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校等の生徒の問題のある書き込みを監視しています。特に問題があるものについては、教育委員会等に連絡し、書き込みの削除を含めた生徒への指導を依頼しました。(問題のある書き込みをした生徒の総数323人、そのうち特に問題のある書き込み115件) 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、効率的にネットパトロールを実施していくとともに、市町村、学校、関係機関と連携し、青少年のトラブルを未然に防止する体制づくりに努めます。

4 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策の実施状況

方向性② 社会全体で犯罪被害者等を支える意識の醸成

3 県民・事業者の理解促進への取組(条例第21条)

(1) 県民・事業者に対する広報・啓発

取組の基本方向

- 犯罪被害者週間行事等、あらゆる機会を通じた啓発活動
- SNS等を利用した効果的な広報啓発の検討
- 相談分野ごとに区分けして掲載した相談窓口案内のポスター・リーフレットの作成

① 県民・事業者への効果的な広報・啓発の実施

施策番号	計画に記載の内容			令和4年度の実績	令和4年度の成果や課題等を踏まえた令和5年度以降の取組予定
	施策名	施策概要	担当課		
77	【重点】相談窓口等に関する広報・啓発の実施	県ホームページへの掲載、ポスター、広報誌等を始めとして、関係機関と連携した広報・啓発活動の充実を図ります。	環境生活部 くらし安全推進課 県警本部 警務課	<ul style="list-style-type: none"> ・相談分野ごとにわかりやすく表示した「相談窓口の案内」ポスター1,100部、リーフレット15,000部や、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」リーフレット10,000部を作製し、市町村や県関係機関、学校等に配布しました。 ・犯罪被害者週間等において、県民だよりや県ホームページ、県SNS(Twitter、LINE)を活用し、県の犯罪被害者等支援事業の周知を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等が必要とするときに、適切な支援を提供するため、引き続き、相談窓口等に関する広報啓発品等を作製するとともに、あらゆる機会を通じた啓発活動に取り組みます。
78	【重点】性犯罪・性暴力被害に関する学校教育における周知	性犯罪・性暴力被害の現状や被害を生まないためにすべきことと併せ、被害に遭った場合のワンストップ支援センター等の相談先を周知するなど、被害者にも加害者にも傍観者にもならない社会づくりに資することを目的に、高校生等を対象とした「性犯罪・性暴力被害者支援に関する出前講座」を実施します。	環境生活部 くらし安全推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座実施3校において、高校生(計1,195名)等を対象として、外部講師を招き、「性犯罪・性暴力とは何か」「性犯罪・性暴力の現状」「SNSの危険性」「AV出演被害について」「被害にあった場合の相談先」等について講演を行い、性犯罪・性暴力被害の理解促進を図りました。 ・受講者にワンストップ支援センターのリーフレット等を配布し、ワンストップ支援センターや#8891、キュアタイム等の相談窓口を周知しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度も、出前講座を実施し、県内の高等学校において、被害者にも、加害者にも、傍観者にもならないための講演を行うとともに、ワンストップ支援センターや相談窓口の周知を図ります。
79	犯罪被害者週間における周知	国の犯罪被害者週間に併せ、「千葉県民のつどい」を開催するなど、広く県民に犯罪被害者等支援の必要性を伝えます。	環境生活部 くらし安全推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者週間(11月25日から12月1日まで)に関するポスターやチラシ、広報啓発品を作成し、各市町村や関係機関等と協力して、県民・被害者向けの情報提供の普及啓発に取り組みました。 ・11月26日、千葉県教育会館において、一般県民を対象にフォーラム「千葉県民のつどい」を開催しました。(195名参加) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、社会全体で被害者を支える意識の醸成を図るため、各市町村や関係機関等と連携し、犯罪被害者週間の周知を図ります。
80	安全安心まちづくり推進協議会を通じた周知	安全安心まちづくり推進協議会や犯罪による被害者等に対する支援部会を通じて、広報啓発を実施します。	環境生活部 くらし安全推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・安全安心まちづくり推進協議会総会構成員に対し、総会や部会の開催等において、犯罪被害者支援の現状を説明するとともに、広報啓発品を配布し、理解促進を図りました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、安全安心まちづくり推進協議会の構成団体66団体を通じ、広報啓発に取り組みます。
81	署犯罪被害者支援連絡協議会における周知	地方公共団体職員や有識者等から構成員とする署犯罪被害者連絡協議会を開催し、犯罪被害者等支援に関する情報提供等を実施します。	県警本部 警務課	<ul style="list-style-type: none"> ・署被害者支援連絡協議会を35署で開催し、犯罪被害者等支援に関する情報の提供等を実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・署被害者支援連絡協議会を開催し、引き続き、犯罪被害者等支援に関する情報提供等に努めます。

4 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策の実施状況

①県民・事業者への効果的な広報・啓発の実施

施策番号	計画に記載の内容			令和4年度の実績	令和4年度の成果や課題等を踏まえた令和5年度以降の取組予定
	施策名	施策概要	担当課		
82	中学生・高校生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」及び作文コンクールの開催	犯罪被害者遺族等が講演者となり、命の大切さを直接生徒に語りかける講演会「命の大切さを学ぶ教室」や作文コンクールを中学校、高等学校等において開催します。	県警本部 警務課	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者遺族等による命の大切さを直接生徒に語りかける講演会「命の大切さを学ぶ教室」を6回開催し、2,204人が聴講しました。 ・警察庁主催の作文コンクールへの応募を呼びかけたところ、中学校、高等学校から89作品の応募があり、1名が警察庁犯罪被害者支援室長賞を受賞しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・命の大切さを直接生徒に語りかける講演会「命の大切さを学ぶ教室」の開催や作文コンクールへの応募において中学校、高等学校等に対する広報を実施します。
83	人権問題研修会支援事業の実施	地域・企業・NPO法人等の団体・行政機関等が犯罪被害者を含む人権をテーマとした研修会、講演会等を開催するに当たり、効果的な研修が実施できるよう、目的や対象者に合わせた適切な講師を派遣します。	健康福祉部 健康福祉政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・企業、市町村等の依頼より、子どもの人権、性的少数者の人権等をテーマとした研修講師を19件紹介、派遣したところ、2,228人の参加がありました。 ・犯罪被害者等支援をテーマとした講師派遣の依頼は、ありませんでした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の周知をするとともに、性的少数者の人権、インターネット上の人権侵害など、多様化する研修会テーマに対応できるように、講師の新規登録を進め、現場のニーズに合った講師を紹介できるようにします。
84	DV防止に関する広報・啓発	DV相談カードの配置やDV防止キャンペーンの実施等により相談窓口等について県民への広報啓発を行います。	健康福祉部 児童家庭課	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村や県関係機関等を通じて、県内各所へのDV相談カードの常時設置及びDV相談ステッカーの配布を実施しました。また、DV防止キャンペーンやDV予防セミナーの実施など県民への広報啓発を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、相談窓口等について、県民への広報啓発を行います。 ・DVと児童虐待は、密接な関係にあることから、引き続き児童虐待と連携した広報啓発活動を行います。
85	子ども虐待防止地域力強化事業	児童虐待に対する意識の啓発や児童虐待の通告先の周知を図るため「オレンジリボンキャンペーン」などの広報・啓発活動を、年間を通じて実施します。	健康福祉部 児童家庭課	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待とDVには密接な関わりがあることから、児童虐待防止とDV防止を一体的に広報啓発を行いました。 ・ラジオ・テレビCM等のメディアや公共交通機関を活用した広報啓発を行うとともに、広報啓発物品の配付を実施しました。 ・ショッピングモールで啓発イベントを4回実施し、延べ1,900人が参加しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待とDVには密接な関わりがあることから、引き続き児童虐待防止とDV防止を一体的に広報啓発を行います。 ・ラジオ・テレビCM等のメディアを活用した広報啓発、広報啓発物品の配付を実施します。 ・子育て世代や高校生・大学生などが利用するSNS等を中心とした広報啓発を実施します。 ・各種イベントの開催等を行います。
86	学校教育における周知	学校人権教育研究協議会等の開催、学校人権教育指導資料の刊行を通じ、犯罪被害者を含む人権について教員や児童生徒に対し周知します。	教育庁 児童生徒安全課	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県が人権課題として啓発活動に取り組む17項目の一つに「犯罪被害者とその家族」があることを、学校人権教育研究協議会資料及び、全教職員に配付している学校人権指導資料(45,000部作成)で周知しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育関連協議会、学校人権教育指導資料等を通じ、犯罪被害者を含む人権について繰り返し教職員に周知し、児童生徒へ指導していきます。 ・犯罪被害者とその家族が、興味本位のうわさや心ない中傷によって、名誉が傷つけられたり私生活の平穏が脅かされることのないよう、SNSの使い方などに関連させて啓発活動に努めます。